

審判所、安定収益が得られる可能性なし

会社役員がM&A仲介業務、 営利性なく雑所得に該当

会社の役員業務とは別に行っていたM&Aの仲介業務から生じた所得が事業所得又は雑所得のいずれに該当するかが争われた裁決で、国税不服審判所は、本件業務は相当程度の期間継続して安定した収益が得られる可能性が存したとはいえ、営利性・有償性があったとはいえないことからすれば、雑所得に該当するとの判断を示した（東裁（所）令6第17号）。審判所は、一定程度の継続性・反復性や自己の危険と計算による企画遂行性は一定程度あったものと認められるとしたが、本件業務に関しては、多額の経費が発生する一方、収入は一切生じておらず、事業に該当するとはいえないとした。

重要な考慮要素に「相当期間継続して安定収益が得られる可能性」

本件は、会社役員である請求人が、個人で行っていたM&A仲介業務から生じた所得（損失）は事業所得に該当するとして、給与所得と損益通算して確定申告したところ、原処分庁が当該業務から生じた所得は雑所得に該当するため損益通算できないとして更正処分等を行ったことから、原処分の全部の取消しを求めた事案である。請求人は、事業の性質上活動経費が先に発生するものの、継続的に安定した収入が得られることが期待できたことから、営利性及び有償性を有しているなどと主張した。

審判所は、株式会社の役員業務とは別に行われていたM&A仲介業務に係る経済的活動が事業に該当するか否かは、営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、経済的行為に費やした精神的・肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、資金の調達方法、その者の職業、経歴、社会的地位及び生活状

況等に加えて、事業所得の性質に照らし、「相当程度の期間継続して安定した収益が得られる可能性」を重要な考慮要素とするのが相当であるとし、これらの考慮要素を総合考慮した上で、事業該当性を決すべきとの見解を示した。

案件リストの作成や売手企業の情報を入手も

本件について審判所は、①請求人は、投資案件に係る機密情報を入手し、案件リスト等を作成しており、一定程度の継続性・反復性があったものと認められる、②請求人は、交際費や会議費を自ら支出していたことに加え、実際に売手企業の機密情報を入手しており、投資案件に係る活動を行っていたことがうかがわれることからすると、自己の危険と計算による企画遂行性は一定程度あったものと認められる、③請求人は自宅のリビングを本件業務の事務所として使用し、バーチャルオフィスを賃借しており、物的設備を具備していたものと認められるとしたが（表参照）、